

小平市長 小林 正則 様

2016年12月27日

日本共産党小平市議団

日本共産党小平市委員会

2017(平成29)年度小平市予算への要望(第2次)

2017年度小平市予算への要望を提出するにあたって

日頃からの小平市民の生活・福祉の向上へのご努力に敬意を表します。

日本共産党小平市議団と同北多摩東部地区委員会は、今年度の執行および2017年度小平市予算に反映させるものとして、11月4日に「小林市長と日本共産党の政策協定の遂行に関する申し入れ」をさせていただきました。これに加えて今回、第2次予算要望として「2017年度小平市予算への分野別要望」を申し入れるものです。

一年前に申し入れた本年度予算への要望については、諸事業へと反映させていただいた市のご努力に感謝するものです。「2017年度小平市予算への分野別要望」は、この一年間、私どもが多くの方との意見交流を通じて伺った新たな市民要望を加えまとめたものです。この実現は、困難な暮らしを余儀なくされている人々をはじめ多数の市民を支え、民主的な市政への発展となるものと確信します。

来年の3月議会では骨格予算の提案予定と伺っております。このことについては私どもも同意するところですが、2017年度全体を展望し、骨格予算及び本格予算の編成に反映されるよう心から願うものです。

今日、市民をめぐる状況は、「アベノミクス」が大企業や大資産家の利益は大きく拡大した反面、市民にはほとんど行き渡らず、貧困と格差がいつそう拡大しています。加えて、年金削減、医療・介護の負担増など福祉・社会保障の削減で、市民の暮らしはますます厳しくなるばかりです。このような時、小平市政が市民要望に応え、生活を守る防波堤の役割を果たすことがいつそう重要となっています。

日本共産党は、ともにこの役割を担うとともに、市民生活と地方自治を脅かし、暴走に暴走を重ねる安倍政権に対して、あらゆる分野において対案を示し、暴走政治を終わらせるために広範な市民と力を合わせ、奮闘を続ける決意です。

2017 年度小平市予算への分野別要望

(「小林市長と日本共産党の政策協定の遂行に関する申し入れ」との重複、分野ごとの各項目に重複・再掲があります)

一、市民の暮らしと健康・福祉を守り、子育てを応援するために

暮らし

1. 国が個人負担増を求める施策について、市は最大限の努力により市民負担増を抑える。
2. 利用料・手数料など公共料金の引き上げは行なわない。公民館等の利用料については、現在の減免基準を継続し、市民活動を阻害するような後退は行わない。受益者負担の在り方については、利用者を含む市民からの意見聴取を再度行う。家庭ごみの有料化は行なわない。
3. 市民の暮らし・雇用を守る対策を拡充する。
 - (1) 福祉会館3階のハローワーク「就職相談室」との連携を強め、求職者が利用しやすいよう改善を図る。土・日・祝日の就職相談・紹介活動、週1回以上の夜間開設の実施などをおこなうよう、東京都に要請する。
 - (2) 生活保護について、捕捉率が8%しかない実態を直視し、市民が制度を利用しやすいように、より親切・丁寧な対応をし、申請者が追い込まれ申請を断念することのないようにする。扶養義務が保護を受けるための要件とすることのないようにする。社協委託の自立支援事業と家計相談事業をさらに充実させる。保護基準については資産保有を緩和(自動車の保有、所持金の上限額、家屋の評価など)し、必要とする人が漏れなく生活保護が受けられるようにする。リバースモーゲージ制度の活用を広げる。
 - (3) 地方消費者行政の維持と拡充のために、国、都に対して、交付金、補助金等の復活、増額を求める。
 - (4) 就学援助制度は、市民がより利用しやすくなるよう生活保護所得の1.1倍を緩和する。生活保護基準が切り下げられている現状に鑑み、市の単独補助を継続し、拡充する。また、小・中学校への入学準備、修学旅行等は(八王子市等の方式を取り入れ)事前支給ができるよう制度を改善する。中学進学時は制服代など重い保護者負担の実態に見合った進学準備金が準備する時期に支給されるように改善する。特に新規申し込みは小学校卒業前に受け付ける。
 - (5) 貧困が成績に影響する例が多くみられることやほとんどの生徒が高校進学を希望していること、制度創設時に比べて著しく進学のための費用が掛かることなどに鑑み、小平市育英資金の支給条件の緩和と増額を行う。基金の趣旨の見直しを行う。(成績全科目3以上を廃止し、現行5万円を増額する。)
 - (6) 貧困家庭の子どもたちの学ぶ権利を保障するため、あらゆる社会資源をフル動員するとともに、教育委員会、社協、民間の無料塾、全校での補習事業などの連携を図る。そのために、協議会を立ち上げる。
 - (7) 就職難、不安定雇用、ワーキングプアが拡大している青年たちの労働条件の改善に努める。「権利への認識」を広げるために、都が作成した「ポケット労働法」の普及、有効活用をさらに充実させる。

- (8) 市内企業の人員整理、企業の統廃合、不当な配転、下請け企業に対する単価切り下げの強要など企業動向を掌握し、企業の社会的責任を果たさせるように労働基準監督署などと連携し、是正に努める。市内でブラック企業、ブラックバイトを根絶するため、情報を収集し、企業に対して是正を求める。
- (9) 市民相談窓口における労働相談を拡充し、市民にさらに周知する。また、国、都との連携で労働者の労働条件の改善を図る。
- (10) 一人親家庭や生活困窮世帯への各種貸付制度を整理し、市民が受けやすいように改善する。東京都の制度で、保証人や手続きの煩雑さ、緊急時に対応していない点などを小平市の独自の基準を設けてカバーする。
- (11) 成年後見制度など権利擁護事業は社協だけではなく、小平市の事業として職員の派遣を行なう。市民後見人等の育成にさらに力を入れる。
- (12) 年金について、今回の「年金カット法」など、市民生活と制度の信頼に重大な影響を与える引下げ等の制度改悪はやめるよう国に求める。また、最低保障年金制度の創設を国に強く求める。

医療、健康

- 4. 国民健康保険税は引上げない。国保の「広域化」を理由にした国保税の引き上げは行わない。一般会計からの繰り出しの増額により、被保険者の負担を抑え、生活と健康を守る。
 - (1) 国保会計の困難の原因は、国の負担が半分になったことであり、元に戻すよう強く国に求める。国からの補助金は、国保税の引下げに活用する。
 - (2) 市独自の減免制度の創設など一層の改善を図る。
 - (3) 国民健康保険税の未納者・滞納者と家族の健康状態、罹患の有無、受診状況などの実態を調査する。誰でも医療を受ける権利を保障する社会保障の観点から、正規の保険証を発行する。短期保険証に関しては窓口留め置きを中止し、速やかに送付する。
 - (4) 滞納金の計画返済期間中は、延滞金はストップさせる。国保税の延滞金率の更なる引き下げを国に求める。
 - (5) 生活費の差押さえは行わない。滞納処分でやむを得ず預貯金の差押さえをする場合にも、生活費（生活保護の生活扶助費相当額）は対象外にする。
- 5. 保健予防と疾病の早期の発見・治療を推進し、市民の健康を守る。
 - (1) 人間ドックへの助成額を引き上げる。
 - (2) 各種がん検診を市民がより受けやすくなるように改善し、前立腺がんを無料にし、74 歳までの年齢制限をはずす。骨粗鬆症検診は、開始年齢の引き下げ、男性も受診できるようにする。
 - (3) 市が実施する健診事業を隣接するすべての市で受診できるよう引続き調整を図る。
 - (4) 国保以外の健康保険被扶養者に対しては、今まで通り、市の検診が受けられるように仕組みを検討する。そのために会社員の妻などの受診の実態を調査する。
- 6. 国と都に対して引き続き救急医療体制の確立と充実を求める。また、市内および周辺市の病院のネットワーク化をいっそうすすめ、手遅れを生じさせないようにする。
- 7. 高齢者の医療について、これ以上の負担増にならないように努める。
 - (1) 後期高齢者医療の受給者証は無条件に交付し、短期証の交付は行なわない。
 - (2) 75 歳以上の窓口負担を市が独自に助成し、無料とする。
 - (3) 70 歳～74 歳までの窓口負担は 1 割負担に戻す。

8. 国に対して後期高齢者医療制度の廃止と公費負担の増額を求め、高齢者が安心して受けられる医療制度を確立する。
9. 介護保険は、以下の通り改善をする。
 - (1) 小平市で直営の介護事業所を1カ所は開設する。
 - (2) 介護保険の財源については、国の負担割合の増加を強く要求する。
 - (3) 低所得者への助成をさらに強める。「生活困難者への利用料の助成制度」を利用しやすいものに抜本的に改善する。
 - (4) 訪問介護では、同居家族の有無を条件にせず、必要な介護が行われるようにする。
 - (5) 市は介護保険利用者を税法上の障害者控除の対象者として認定し、その認定書を全員に送付する。
 - (6) 2015年度介護保険法の大改悪の影響が市民に及ばないように努める。特に要支援1・2の介護予防地域支援総合事業移行について、サービスの後退は絶対させない。事業者のみなし指定を継続し、高齢者の選択権を保障する。
10. 介護労働者の労働条件改善に努め、公務員に準じた報酬を保障するため、市独自の上乗せを検討する。市として介護福祉士の養成に努める。NPOなど非営利介護団体の育成に努める。
11. 孤独死・孤立死を防止するための施策を充実させる。その一環として、相談員の活躍により独居高齢者、高齢者のみの世帯、生活困窮家庭等の実態把握に努め、見守り体制の充実を図る。
12. 緊急通報システムは、必要な高齢者が利用できるように要件緩和を図る。(急死に至る病は脳血管や心疾患だけではない)
13. 低所得独居高齢者の住居確保のため、関係機関及び所有者との意見交換を積極的に行う。
14. 小規模多機能型施設について
 - (1) 施設が他の収入に依存することなく独立して運営できるよう市として検討する。そのために、運営費の補助などの支援として市の独自加算制度を大いに活用し、NPOなど非営利事業者の参入を促し、要介護高齢者の在宅支援を実効あるものに改善する。
 - (2) 小規模多機能型施設は、宿泊も可能としながら宿泊料は介護保険外で自費負担というのは全く矛盾する。制度改善を検討し、それまでの間は市の独自補助制度を設ける。
 - (3) 小規模多機能型施設利用の低所得者にも通所介護利用者食事代助成制度を適用する。
15. グループホーム、特別養護老人ホーム、小規模特養等の増設を積極的にすすめる。その際は遊休国有地・都有地、市の施設などを活用し、生活保護基準以下の年金収入しかない高齢者も入居できる家賃設定が行えるよう支援する。元気村の元校庭の活用を検討する。

地域包括ケアシステムの確立を進めるために、各圏域に小規模特養を配置する。また、家の処分などを考えている市民の相談窓口を開設する。
16. ごみだし困難世帯の戸別収集を事業者のボランティアに頼るのではなく、制度化し利用しやすくする。
17. 紙おむつの支給事業について、受給者からの聞き取り等実態調査を行い、必要な市民に必要なものが届くよう改善を図る。同時に寝たきりでなくても認知症等により常時おむつが必要な高齢者に、非課税でなくても支給する等支給要件の緩和を行う。

障がい者福祉

18. 障害者総合支援法は、応益負担の撤回など全面的な見直しを国に求める。
19. 障がい者が65歳になったら介護保険に移行することにより、サービスの低下を招かないように細やかな配慮を行う。
20. 障がい者支援課のスペース確保、人的拡充を図り、相談機能を抜本的に強化する。地域移行を円滑にすすめるために障がい者グループホームを量・質ともに整備する。
21. 市としてガイドヘルパーの養成に継続して力を入れる。精神障がい者に対応できるホームヘルパー養成研修を継続的に実施する。
22. 障がい者の雇用を拡大するための方策を積極的に行う。
 - (1) 小平市役所が事業者として率先して雇用する。障がい者差別解消法の施行に伴い、特に精神、知的、視覚、聴覚障がい者の雇用につながる研究を行う。また、なかまちテラスを先行例として位置付け、市の公共施設内に作業所の常設店舗、喫茶コーナー等の設置を障がい者団体と協議検討する。特に、スペースのある市民総合体育館内の設置については市と指定管理者と障がい者団体の三者で協議をする。
 - (2) 市の事業の委託先の決定等に際して、引き続き、総合評価制度も含め、障がい者雇用をいっそう重視する。
23. 障がい者の実情に即した、きめ細かな施策を行なう。
 - (1) 磁気ループを積極的に活用し、難聴・聴覚障がい者の社会活動参加の機会を広げる。磁気ループの市民への貸し出しについては、柔軟な対応と手続きで活用できるよう便宜を図る。
 - (2) ニーズ調査を行い、視覚障がい者の読み書き支援を検討する。
 - (3) 同様にニーズ調査を行い、障がい者の日中活動の場を確保するために通所施設をさらに拡充する。
24. 福祉タクシー券の発行枚数を初乗り料金＝730円に見合う金額に増額し、100円券も発行する。事業者に払うタクシー券取扱手数料を1枚1枚につき50円に拡充する。
25. 障害者福祉センター・あおぞら福祉センターの緊急一時宿泊事業をいっそう利用しやすくする。障害者福祉センターの入浴は利用者の意見を聞いて、利用しやすく工夫する。
26. 在宅で医療ケアの必要な重度障がい児への訪問看護制度の創設や短期入院制度などの拡充で保護者のレスパイト等支援策を検討する。

子どもの福祉

27. 子どもの貧困を早急に根絶するために、実態を調査し、親への就労支援、就学援助、各種の減免制度、学習支援、「子ども食堂」など、民間団体とも協力し合って可能なあらゆる支援策を講ずる。
28. 子どもを育む事業は、児童福祉法に鑑み、公立での運営を軸にし、市内の社会福祉法人、NPO法人を育てる見地を貫く。
29. 保育園について
 - (1) 公立保育園、認可保育園の増設を行い、待機児童を解消する。とくに0・1・2歳児の待機児解消の対策を強める。
 - (2) 公立保育園全園で、ゼロ歳児保育、一時保育などを実施し、市民のニーズに応える事業を拡充する。認可外施設との交流・連携を積極的に行う。
 - (3) 認証保育園への補助金などを拡充するとともに、年齢別・応益負担保育料に近づけるよう

な保護者への直接補助制度を実態に見合った形に拡充する。「認可保育園の増設により認証保育園の運営が困難」などの「対立」を生じさせないように、認証保育園にきめ細やかな補助（精神的物質的両面）を行う。

(4) 保育園の運営については、利益優先ではなく子どもの権利条約に則した運営が行えるよう支援する。そのためのチェック体制を強化し、常に保育の質が向上するよう指導・援助する。

30. 子ども・子育て審議会の拡充を実施する。子育てについて審議する場には必ず、現場の保育士、学童クラブ指導員など最も関係が深い当事者を交える。

31. 学童クラブなど子どもの放課後について

(1) 待機児を出さないために、定員超えガイドライン（定員 20 人超えが 2 年連続した場合）の期間を短縮し、第 2、第 3 のクラブ設置を早める。

(2) 一日も早く、2014 年 9 月定例会で制定した「小平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守するための計画を持つ。

(3) トイレ改善など施設・設備の拡充、整備を計画的にすすめる。また、全土曜日の職員体制を嘱託職員の確保などで拡充させる。

(4) 現在の指導員体制を拡充し、7 時までの学童保育が、全ての学童クラブで実施できるように検討する。

(5) これ以上の指定管理制度への移行、株式会社の参入は行わない。

(6) 6 小、学園東小、10 小、11 小、15 小、4 小学童クラブは、指定管理者運営と市直営のクラブ間で差別や混乱が起らないように細心の注意を払う。諸行事の実施等については、レベルの高い方に合わせる。

(7) 障がい児童 2 名枠撤廃に向けて、保護者・指導員と同じテーブルで具体的に検討をする。通学する学校の学童クラブに通えるように最大限努力する。

(8) 障がい児放課後デイサービス待機児解消への検討・努力を市の責任で行う。当該事業に対しては市が責任をもって、育成・拡充を図る。

(9) 特別支援学校の児童生徒が学童クラブに入会できるように改善する。

32. 子育て広場は児童館ではない。児童館について既存の公的施設の増築による転用も含め、4 館目以降の増設計画をもつ。同時に、子育て広場は備品費の増額などで拡充を図る。

33. 子ども医療費完全無料化を小学生・中学生に拡大する計画をたて、入院食事代と 200 円の負担解消を実施する。

二、日本国憲法を遵守し、どの子ども学び成長する教育、市民の学びや文化・スポーツの場の保障を

34. 日本国憲法とこどもの権利条約に基づく教育行政を進める。入学式、卒業式や周年行事などでは、「日の丸」「君が代」の強制は行わない。

35. こどもの権利条約をこども、市民が学べるように条件・環境を整える。こどもの権利条例を市として制定することを検討する。

36. 国の 40 人学級への揺り戻しを許さず、全学年の 35 人学級の実現を、国、都に対し強く働きかける。

37. 市費の学校事務職員は、市の正規職員に戻す検討を行う。

38. 小・中学校図書館は、協力員制度の拡充などで、「毎日人がいる図書館」に改善する。国に対して司書の専任化の働きかけをすすめる。
39. 小・中学校給食について
- (1) 小学校給食調理現場での退職正規職員の不補充政策を中止し、全小学校で最低でも正規職員3名以上の配置を維持するとともに、調理現場の施設・設備の改善・充実を確実に進める。
 - (2) 民間委託化された小学校給食については、十分な検証を行う。
 - (3) 直営・民間双方の質的レベルアップを図るため、これ以上の民間委託は行わない。
 - (4) 学校給食栄養士の正規職員化と食器の強化磁器化は、検討委員会での議論を踏まえ、民間委託と切り離して、計画的に進める。
 - (5) 中学校給食の残さいの多さを深刻に受け止め、給食センターの建て替えを機に、自校方式の可能性を検討する。
 - (6) 学校給食の無償化を段階的にすすめる。
40. 障がい児が在籍する通常学級には、当該児童のためだけの介助員ではなく、固定した特別支援教育支援員を先行して配置する。市立中学校特別支援学級にも小学校と同様の介助員を兼ねた特別支援教育支援員（行事だけの臨時ではなく年間を通して固定した）を配置する。
41. 市民の自主的な家庭学習支援活動に積極的な援助を行う。市は、子どもの貧困対策と学力向上の両方の側面から、それぞれの連携が図られるよう支援、調整を行なう。
42. 学校設備の改善をすすめる。
- (1) 老朽化した学校の放送設備の改修を急ぎ、特に中学校では英語のリスニング試験に対応できるように、また、防災・防犯にも効果を挙げられるようにする。
 - (2) 校庭の防塵対策として、スプリンクラー設置を計画的かつ早急に行う。
 - (3) 快適とは言えないトイレは改修を急ぐ。最優先して当初予算を措置する。
43. 教職員が生き生きと働けるよう、各校に「労働安全衛生委員会」を設置し、教職員の健康や労働実態について日頃から協議できるような校風をつくる。教職員が50人以下の場合は、当面、全市を一単位として「労働安全衛生委員会」を設置する。
44. 病気などで休職者が出た場合は、責任をもって即時補充する（管理職や細切れの時間講師ではなく、子どもたちに切れ目なく落ち着いた学習と保健室での対応を保障する）よう、東京都に強く要求する。東京都が対応するまでは、市として最優先で即時対応する。
45. 体育館などスポーツ施設をより移用しやすいよう改善する。
- (1) スポーツ施設の使用料の障がい者割引を実施する。また、障がい者が利用できる施設に改善をする。
 - (2) 市民総合体育館とプール更衣室に冷暖房設備、プール更衣室に脱水機を設置する。
 - (3) 花小金井武道館の今後の利用、運営等についての検討を利用者をはじめ市民の参加で行う。
 - (4) 花南中の体育館は市民開放型の名にふさわしく昼間も極力一般市民が利用できるよう設計上の工夫を行う。
46. 公民館等の利用料については、現在の減免基準を継続し、市民活動を阻害するような後退は行わない。市民の公民館の利用については、現在の利用要綱に沿って、自主的活動を保障する。

三、だれでも安心して暮らせる、安全・便利なまちづくりのために

47. 災害に強いまちづくりのいっそう推進する。

- (1) 「(仮称) 災害対策基本条例」の策定を検討する。
- (2) 避難場所の整備と市民への徹底、防災備品の拡充に引き続き努める。
- (3) 一般住宅の耐震診断・耐震改修を急ぐために、一件当たりの助成を増額するなど積極的にすすめる。耐震診断や改修のできる市内業者の育成に努める。
- (4) 家具転倒防止器具の助成を復活させる。
- (5) 民有地の万年塀の撤去、切り替えを地権者と相談し、積極的に推進する。
- (6) 感震ブレーカーのPRとともに、家庭への設置補助を行う。
- (7) 防災行政無線と連動する家庭向け屋内用受信機の普及を検討する。

48. 市内の交通不便地域解消と公共交通網を充実させるため、民間バス路線、コミュニティバス、コミュニティタクシーの路線拡充をすすめる。

- (1) にじバスは、市民総合体育館駐車場までの路線の延伸を図るよう検討を急ぐ。
- (2) B地域のコミュニティバス、コミュニティタクシーを、一日も早く走らせる。
- (3) 都バス梅70は、増便、定刻厳守、停留所周辺整備、各市町の負担軽減を都に要望する。

49. 生活道路の整備を優先させ、歩道拡幅、歩道傾斜の改善、段差解消などバリアフリー、安全対策をすすめる。(2011・2015市民アンケートで最も多かった要望事項)

- (1) 交通量が多く、歩道の狭い(無い)道路の改善策を計画し、住民合意を図る。電柱の移設や地中化を検討する。(鷹の街道、市役所西通り、学園中央通りなど)
- (2) 車の右折困難個所の実態把握に努め、右折レーンの設置を推進する。(水車通りのJA交差点、中央公民館付近など)
- (3) 信号、カーブミラー、横断歩道などの設置は、市民の要請に対し可能なものは積極的におこなう。
- (4) 誘導ブロックの敷設をすすめる。その際は周辺に効果などを周知する。

50. 自転車通行の法改定の市民周知を図り、啓発に努める。あかしあ通り以外にも自転車専用レーンの増設を検討し計画する。自転車ナビマークの増設をすすめる。

51. 都道の歩道拡幅・整備をいっそうすすめるとともに、車道の右折レーンの設置を推進するよう都に要請をする。特に、青梅街道駅付近の歩道の拡幅をすすめる。また、①青梅街道の天神町いなげや付近、②府中街道と鷹の街道等の交差点は、右折レーンを設け車の渋滞解消につなげるよう東京都に強力に申し入れる。

52. 都市計画道路3・2・8号線について、住環境や市のまちづくりと住民のコミュニティづくりなどに重大な悪影響を及ぼすこと、多額の費用を必要とすること、渋滞の対策は現府中街道の交差点の改善や拡幅で十分対応できることなどから、本事業の青梅街道―五日市街道間部分の建設は必要ないものとする。

50年以上反対運動を担ってきた市民の方々が原告となり、国を相手に事業認可取り消しを求める裁判も14回を数え、大詰めを迎えた現状に鑑み、引き続き、以下のことを要望する。

- (1) 計画決定されてから約50年超を経た現時点においても、住民の中で納得が得られていない現状や、様々な意見がある事を考慮し、東京都に対して、地権者、周辺住民と協議を行う

- よう引き続き働きかける。住民の意思を尊重し、事業を強行しないよう強く求める。
- (2) 交通量、大気汚染など環境への影響調査、情報収集を市独自にすすめ、市としても3・2・8の必要性について独自に検証する。
 - (3) 転居せざるを得ない方などの相談と工事強行に伴うトラブル（重機が入ることによる交通安全や騒音、振動など）を事前に防止するための相談窓口を設ける。
 - (4) 2017年度中に判決が出る見通しと聞くが、その際には判決文を参考に、道路そのものの必要性について改めて再考すること。
- 5 3.** 東京都の第4次優先整備路線の対象となった3・3・3号線について、影響を受ける市民が膨大になることに鑑み、東京都、小平市、関係住民による（仮称）市民協議会を立ち上げ、青梅街道の改善と合わせて、3・3・3号線の必要性について協議する。
- 5 4.** 市内で住宅建設等の開発事業計画がある場合は、周辺住民の意見を十分反映させ、住環境、交通に悪影響にならないよう建築事業主に対して指導を強める。専門家の派遣制度がある旨の周知を看板やチラシで行う。
- 5 5.** 開発行為には該当しない一定の区画の建築工事についても、良好な住環境保持のため、市が役割を果たせるようにする。（2014年度・2015年度予算要望への回答との関係）地域住民と開発事業者の合意形成のため、「調整会」では市が積極的な役割を果たす。改正条例でも救えない周辺住民からの相談窓口を設置する。
- 5 6.** 小川駅西口など駅前の整備は、市も積極的に関わり、計画段階から周辺市民の声が生きるよう努める。
- 小平駅北口開発・周辺地域の整備は、地権者と周辺地域住民の意見を十分生かし、市民参加で合意を図る。
- 5 7.** 鉄道事業者に対し、引き続き、駅・踏切など施設の改善、安全対策、バリアフリーの推進を求める。
- (1) 一橋学園駅の北側に屋根、南側にスロープの設置。技術は日進月歩であることから、現状では困難であっても、市民要望がある限り設置を求める。
 - (2) 西武線、JRの各駅に可動式ホーム柵の設置の推進を図る。乗降客10万人以上の設置基準では、市内の駅ホームには未来永劫、可動式ホーム柵はできないことになるので基準見直しを求める。また、特に高齢者、視覚障害者の事故防止などに必要な駅員を配置し、転落防止及び万が一落ちた場合の万全な対策を図る。点字ブロックの有効性について否定はしないが、より一層の安全確保のための方策を鉄道事業者に求める。
 - (3) 視覚障害者の利用のため、トイレやエレベータ・エスカレータの位置を音声で判るように改善する。エレベータの開く側の扉の案内の改善（「こちら側の扉」では分からない）を鉄道事業者に働きかける。
 - (4) 青梅街道の青梅街道駅踏切と付近の歩道の拡幅を都、鉄道事業者に働きかけ、共に行なう。
 - (5) 2中通りの踏切歩道の拡幅を鉄道事業者と共に行なう。
 - (6) 線路により分断されている緑川通りは、今後のまちづくりや住民の利便性を確保する観点から、市と鉄道事業者が人と自転車が通れるような対策を講じるための研究、検討をおこなう。（踏切は危険なので減らすと、一面的にとらえない）
- 5 8.** 引き続き公共施設のバリアフリー化をすすめる。とくに、ルネこだいらの既設エレベータの改善と観客席へのエレベータ・エスカレータの新設を検討する。

四、緑と環境の保全、地域経済・文化の振興で、住みよい町を

59. 市として原発ゼロをめざし、積極的に自然エネルギーへの転換と低エネルギー社会をすすめる。

- (1) 公共施設での太陽光発電を一層推進する。省エネ対策に、引き続き取り組む。
- (2) 「太陽光発電日本一のまち」をめざし、家庭・事業所での太陽光パネル設置の助成をさらに拡充する。
- (3) 市民や事業者のCO₂削減への関心、取組みへの支援を強める。

60. 原発事故による放射能対策について

- (1) 放射線測定は、モニタリングポストだけではなく、ホットスポットが広範囲にわたっていたことを考慮し、測定箇所を増やす。
- (2) 通常より高い数値が出た際は即座に除染を行う。民有地についても市民の求めに応じ、測定・除染を市が積極的に行う。
- (3) 学校や保育園の給食食材について、国の基準値が子どもには当てはまらないことを銘記して、子どもへの影響がないように最大限慎重に対応する。今後も継続して測定を行う。
- (4) 空間線量と食材のみならず、子どもたちの泥んこ遊びやスポーツを保障するため、保育園、幼稚園、小・中学校の園庭・校庭の土壤汚染の測定も行う。
- (5) 低線量放射線被害に対応して子どもたちの健康診断に血液検査等を含める。

61. 廃棄物処理について

- (1) ごみ減量のために、リサイクル、分別の徹底を一層進めて減量を促進する。特に、食物資源循環モデル事業については大幅に拡大するなど方針化を急ぐ。
- (2) 家庭ごみの有料化は行わない。
- (3) 三市共同資源化施設の問題は、情報公開、科学的根拠、市民合意を基本において取り組む。焼却施設の建て替え、リサイクルセンターの建て替えに当たっては、情報公開と市民参加を徹底する。

62. 商店街・中小業者・農家支援を強め、仕事の確保、地域経済の活性化を図る。

- (1) 地域の商店街への支援を強める。
- (2) 市内での仕事おこし、産業振興、市民への直接家計応援、若者をはじめ市民の市内定住化促進の観点から、店舗リフォームに続き、住宅リフォーム助成制度をつくる。
- (3) 地場産農産物の流通・販路拡大など支援を拡充し、地産地消の一層の推進を図り、食物自給率を向上させる。農地の相続税などの軽減を引き続き国に求める。
- (4) 小・中学校、保育園などの給食での地元農産物使用をさらに増やすよう努力する。
- (5) TPPに反対し、安全な農産物・食料の確保と自給率の向上、地元農業と地域経済を守る。

63. 市の調達について

- (1) 総合評価制度をいっそう充実させる。労働者の雇用条件の改善などを盛り込んだ「公契約条例」の制定のための取組みを進める。民間委託先の労働者の状況にも配慮を行う。
- (2) 公共工事設計労務単価引き上げを受けた建設労働者の適正賃金確保すること（いわゆる「担い手三法」）が改正された。市内公共事業の現場労働者の賃金実態の調査を行う。

64. 市民文化会館使用料について。事業収益を目的とする事業と市民の文化にかかわる活動と

は受益者負担の原則ではくれないものとする。市民の自主的活動団体の使用料負担の軽減をはかる。当面、市文化協会加盟の有無は問わない事とする。

- 6 5. 個人情報保護法の目的や適用事例をわかりやすく市民に示すなどで、自治会、学校 PTA、防災対策、高齢者の見守りなどでの名簿作成に支障がないように PR を更に強める。
- 6 6. 地域コミュニティの発展、災害時への対応からも、日常から自治会、町内会の組織化を促進するよう支援を強める。

五、平和と民主主義、地方自治を守り、民主的な行財政運営を

- 6 7. 日本国憲法を尊重し、自治基本条例の主旨と条項を厳格に市政全体に生かす。
 - (1) 市民参加と協働の推進は、小平市自治基本条例第 10 条（市民参加の保障）、第 12 条（市民との協働）、第 26 条（情報の共有）、第 28 条（市民の苦情及び要望への対応）などを十分に尊重し生かす。パブリックコメント、各種の「説明会」等は、市の方針を市民に押し付けることではなく、市民の理解が深まり、市民の意見で方針が豊かに発展させられるものにする。市民の理解が得られないものは、中止する立場をはっきり持つ。
 - (2) 自治基本条例第 8 条でもうたっている男女共同参画社会の形成を推進し、小平市男女共同参画条例の普及・広報に努める。

市役所においては、女性も男性も安心して働き続けることができる環境づくりを進めながら、女性管理職の登用などを引き続き積極的に行う。
 - (3) 子どもに関わるすべての施策に子どもの権利条約の精神を生かす。条約を広く市民に普及するよう努める。条約の具体化として、小平市子ども条例の検討を進める。
- 6 8. 非核平和都市宣言の実現と憲法第 9 条を守るという理念にたって、市民の自主的な非核平和活動を支援するとともに、市としての事業を積極的にすすめる。
 - (1) 被爆者の語り部事業や原爆パネル展の一層の充実を図る。
 - (2) 広島・長崎への小・中学生などの派遣事業を拡充し、参加費の補助増額など検討する。その際は、引率など、職員の負担過重にならないように、市民参加で実行委員会をつくるなどの工夫を行う。
 - (3) 市民の自発的事业であり、回を重ねている「小平平和のための戦争展」などの資料を保管する場所を確保する。
 - (4) 市民の非核平和活動に対し、公共施設や設備の利用の便宜を図るなど、積極的に支援を行う。（上記（3）及び、平和コンサートなど、市と市民の共催事業にすることを検討する）
 - (5) 横田基地をはじめとする米軍基地、自衛隊基地の再編強化、オスプレイ配備と訓練に反対し、平和と市民の安全を図る。市内上空を通過するヘリ・軍用機などの騒音被害の軽減を求める。
 - (6) 安保法制（戦争法）の発動を許さないという多数の市民の願いに応えるとともに、自衛隊駐屯地を擁する市として、平和と自衛隊員の命を守るために努力を行なう。
- 6 9. 経済効率優先の行財政運営ではなく、地方自治法の「住民の福祉増進」の目的を踏まえた、無駄のない民主的な行財政運営を貫く。事業の見直し、サンセット方式、職員の配置等は住民福祉の向上を阻害するものであってはならない。そのために「行財政再構築プラン」を抜本的に見直す。

- (1) 小学校給食は、保護者、子どもたち、教職員の意見を十分反映させ、これ以上の調理部門の民営化は行わない。正規調理員の「退職不補充」は止める。
 - (2) 公立保育園の廃園（民営化）は行なわない。
 - (3) 公民館など公共施設使用料は、施設の設置目的を考慮し、減免制度を継続する。
 - (4) 指定管理者制度は、事業者の変更により、利用者の不安や事業者職員の小平市への愛着・意欲を失いかねない弊害が危惧されることから、慎重な運用を図り、十分な検証を行う。
子どもを育む事業（保育園、学童クラブ）は、公立での運営を軸にし、市内の社会福祉法人、NPO法人を育てる見地を貫く。
 - (5) 公共施設マネジメントの検討に当たっては、市民会議等において市民・利用者との話し合いを徹底する。特に個別の具体化については、検討段階から、広い市民の参画を保障する。
- 70.** 納税者の現状を十分につかみ、納税と滞納処理の相談に当たっては、より親切・丁寧な対応に努める。住民税、国保税などの滞納で、住居や給料、年金の全額差し押さえなど、最低生活の糧となるものまで差押さえることは行なわない。
- 71.** 福祉の増進と市民との協働を推進するにふさわしい市職員体制と研修の拡充を図る。
- (1) 市民への親切・丁寧な対応など一層図り、市民との信頼関係を構築する。また、市民の窓口利用については、利便性を図るための改善を推進する。
 - (2) 市の仕事の専門性を重視し専門家を育てるようジョブローテーションのあり方を検討し直す。現在の適材適所だけではなく、将来を見据えた人事配置を希望します。
 - (3) 職員の健康、メンタルヘルス対策や介護・育児休業を取得しやすくするなど、職場の安全・衛生・環境を改善する。非正規職員の雇用・労働条件・労働環境の改善に努める。民間委託先の労働者にも同様の配慮を行う。
 - (4) 市職員の給料の引下げは、不況克服の柱となる民間企業労働者の賃上げに大きな影響を及ぼすことから、これ以上は行なわない。
- 72.** 国基準以上の施策に対し課すペナルティや「トップランナー方式」に反対する。市正規職員の削減、徴収率、事業の民営化等に対する「トップランナー方式」は、交付税のあり方を歪めるもので、地方自治の発展と市民の最低の暮らしを阻害する危険がある。税の収納率向上等に対する報奨金制度（都特別調整交付金）など導入されたものについては慎重に対応する。
- 73.** マイナンバー制度は、各種手続きにおいて機械的・一方的な対応は行わない。
- 74.** 国がすすめる消費税増税、社会保障の削減と市民負担増に反対の声を上げる。市長会等における積極的な役割をはたす。
- (1) 市財政を守るために、国、都の補助金や交付金などの削減に反対する。
 - (2) 「多摩格差」を解消するよう都に求める。

以上